

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年6月24日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 10件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 10件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101015号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200009号

第1 結論

平成17年7月から平成23年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月から平成23年7月まで

夫が会社を退職した際、郵送により国民年金の手続を行ったが、請求期間は未加入期間とされている。

送られてきた納付書に記載されている納付期限どおりに、請求期間に係る国民年金保険料を郵便局又はコンビニエンスストアで納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間は、当初、国民年金第3号被保険者期間として記録されていたところ、請求者の夫が平成17年7月21日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことによる第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る届出が行われていなかったため、平成23年9月30日に、年金事務所が、請求者の第3号被保険者資格の喪失年月日を平成17年7月21日とする入力処理を行ったことが確認できる。

また、この入力処理により、請求者の請求期間は、第3号被保険者から国民年金の未加入期間とされている。

なお、国民年金法の保険料に関する規定により、第3号被保険者としての被保険者期間については、政府は保険料を徴収せず、被保険者は保険料を納付することを要しないとされており、日本年金機構A事務センターは、第3号被保険者として記録されている期間に係る国民年金保険料の納付書を発行しない旨回答しているところ、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る納付書を発行した記録は見当たらないことから、請求者は当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101071号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200025号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成10年9月14日、喪失年月日を同年10月16日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成10年9月14日から同年10月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年9月14日から同年10月16日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年9月14日から同年10月16日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者期間がなかった。

私が所持する給与明細書を見ると、厚生年金保険料が給与から控除されているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、平成11年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書及びA社の請求期間当時の事業主の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付状況は不明である旨回答しているが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるところ、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101389号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200026号

第1 結論

請求者のA社における昭和55年10月1日から昭和56年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和55年10月から昭和56年6月までは、5万6,000円を10万4,000円とする。

昭和55年10月から昭和56年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和55年10月から昭和56年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月1日から昭和56年7月1日まで

請求期間について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料納付額が、給与支給明細表に記載されている厚生年金保険料控除額と相違しているため、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細表により、請求者が請求期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求者の請求期間に係る報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101751号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200027号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年4月頃から同年12月頃まで
② 昭和62年1月頃から同年7月頃まで

請求期間①及び②について、私は、A社が経営するB店及びC店に、それぞれウェイターとして勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は、請求期間①及び②において厚生年金保険の適用事業所でない上、商業登記の記録において確認できる同社の代表取締役は、既に死亡しており、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、商業登記の記録において確認できるA社の取締役一人は、代表取締役が亡くなったため、そのまま会社を廃業しており、資料等の保管もないので、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、不明である旨回答している。

さらに、請求者は、C店における同僚の氏名を記憶しておらず、B店における同僚3人の姓を挙げるものの、当該姓からは、各人を特定することができない上、前述のとおり、A社は、請求期間①及び②において厚生年金保険の適用事業所でないため、当該各期間当時の同社における被保険者を確認することができず、同社の元従業員に対し請求者の勤務実態について照会することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101294号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200028号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の支払年月日を平成28年8月10日から同年8月31日に訂正し、標準賞与額を平成27年8月31日は150万円、平成28年7月8日は60万円及び同年8月31日は150万円に訂正することが必要である。

平成27年8月31日、平成28年7月8日及び同年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月31日、平成28年7月8日及び同年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月31日
② 平成28年7月8日
③ 平成28年8月31日

A社から請求期間①から③までの各期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、賞与明細書、給与所得の源泉徴収票、振込金受取書、B市から提出された給与支払報告書及び同社の回答により、請求者は、請求期間①から③までの各期間において同社から賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は150万円、請求期間②は60万円及び請求期間③は150万円とすることが妥当である。

また、請求期間③の賞与支払日について、A社は、賞与支払年月日を平成28年8月10日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に提出しているが、同社の回答及び前述の振込金受取書により確認できる振込日から、同年8月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101295号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200029号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の支払年月日を平成28年8月10日から同年8月31日に訂正し、標準賞与額を平成27年8月31日は150万円、平成28年7月8日は70万円及び同年8月31日は30万円に訂正することが必要である。

平成27年8月31日、平成28年7月8日及び同年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月31日、平成28年7月8日及び同年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月31日
② 平成28年7月8日
③ 平成28年8月31日

A社から請求期間①から③までの各期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、賞与明細書、給与所得の源泉徴収票、振込金受取書、B市から提出された課税証明書等及び同社の回答により、請求者は、請求期間①から③までの各期間において同社から賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は150万円、請求期間②は70万円及び請求期間③は30万円とすることが妥当である。

また、請求期間③の賞与支払日について、A社は、賞与支払年月日を平成28年8月10日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に提出しているが、同社の回答及び前述の振込金受取書により確認できる振込日から、同年8月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101296号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200030号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の支払年月日を平成28年8月10日から同年8月31日に訂正し、標準賞与額を平成27年8月31日は100万円、平成28年7月8日は40万円及び同年8月31日は150万円に訂正することが必要である。

平成27年8月31日、平成28年7月8日及び同年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月31日、平成28年7月8日及び同年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月31日
② 平成28年7月8日
③ 平成28年8月31日

A社から請求期間①から③までの各期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、賞与明細書、給与所得の源泉徴収票、振込金受取書、領収証、B市から提出された所得照会回答書及び同社の回答により、請求者は、請求期間①から③までの各期間において同社から賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は100万円、請求期間②は40万円及び請求期間③は150万円とすることが妥当である。

また、請求期間③の賞与支払日について、A社は、賞与支払年月日を平成28年8月10日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に提出しているが、同社の回答、前述の振込金受取書により確認できる振込日及び領収証に記載された日付から、同年8月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100259号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200031号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日及び同年12月5日は61万9,000円、平成16年7月16日は57万8,000円、同年12月3日は63万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

当時の資料は無いが、賞与が支給されたことを覚えているので、調査の上、請求期間①から④までの各期間の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①及び②は61万9,000円、請求期間③は57万8,000円、請求期間④は63万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間の賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日、請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産手続が終了している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101063号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200032号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和56年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和56年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(母)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月30日から同年5月1日まで

息子(訂正請求記録の対象者)は、請求期間に、B社において継続して勤務していた。

しかし、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る採用決定通知書及び給料支払明細書により、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、B社は、昭和56年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、前述の給料支払明細書及び訂正請求記録の対象者と同日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社の当該資格を取得している元同僚二人の陳述から判断すると、同社は、厚生年金保険の適用事業所となるまで、訂正請求記録の対象者をA社の被保険者として厚生年金保険に加入させていたと推認でき、訂正請求記録の対象者は、同社の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は既に死亡している上、B社の元事業主に照会したものの回答を得ることができなかったが、請求期間について、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年5月1日として届け出たにもかか

ならず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100360号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200033号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は25万2,000円、同年12月5日は29万3,000円、平成16年7月16日は29万4,000円、同年12月3日は32万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳及び給与所得の源泉徴収票を提出するので賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳、預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は25万2,000円、請求期間②は29万3,000円、請求期間③は29万4,000円、請求期間④は32万6,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金通帳及び預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、

請求期間③は平成 16 年 7 月 16 日及び請求期間④は同年 12 月 3 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100369号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200034号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は60万4,000円、同年12月5日は61万9,000円、平成16年7月16日は56万3,000円、同年12月3日は63万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

預金取引明細表を提出するので、賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者及び金融機関から提出された預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は本社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は60万4,000円、請求期間②は61万9,000円、請求期間③は56万3,000円、請求期間④は63万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日及び請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100681号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200035号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は30万3,000円、同年12月5日は40万7,000円、平成16年7月16日は34万9,000円、同年12月3日は47万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

当時の資料は無いが、賞与が支給されたことを覚えているので、調査の上、当該各期間の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は30万3,000円、請求期間②は40万7,000円、請求期間③は34万9,000円、請求期間④は47万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③

は平成 16 年 7 月 16 日及び請求期間④は同年 12 月 3 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。